合併につき株券等提出公告

当社は、オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月三十一日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
ＯＧＩファンディング株式会社
代表取締役　伊藤　勉

第三十六期決算公告

平成二十二年十月三十一日現在
貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	三、六四七
固定資産	一、八〇〇
資産合計	五、四四八
負債及び純資産の部	
流動負債	三、八〇九
固定負債	一、一五八
株主資本	四、八六
資本金	三〇
利益剰余金	四五六
（その他利益剰余金）	（四四九）
（当期純利益）	（三六）
評価・換算差額等	△六
負債及び純資産合計	五、四四八

平成二十三年一月三十一日
愛知県豊橋市立花町五七番地
中部クレジット販売株式会社
代表取締役社長　古澤　功三

配当公告

愛知県名古屋市北区中切町字石原八二〇番地の一
破産者　山口　髙志

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一三二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一七八、四〇六、七一二円

一、配当することのできる金額
金二二、九一四、五二六円

平成二十三年一月三十一日
愛知県一宮市栄三丁目八番一七号レヴァンテビル二階
破産管財人　三輪　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市中央区南八条西一丁目一二七九番地二二、最後の住所札幌市中央区南七条西四丁目四二四番地二ススキノプラザビル四〇六号
被相続人　亡　大野　弘志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル四階ラベンダー法律事務所
相続財産管理人　田端　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県長井市横町一三六六番地、最後の住所山形県長井市横町三番一一号
被相続人　亡　井上　清吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
山形県長井市館町北六番一六号
相続財産管理人　渡部　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市狭間田二二三四番地、最後の住所栃木県宇都宮市下岡本町四四一五番地サンガーデンデジマＡ一〇二
被相続人　亡　手塚　成子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
栃木県宇都宮市宮園町八番二号松島ビル三階　とちぎ市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川上　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡岡部町大字岡部六〇八番地、最後の住所埼玉県深谷市岡部六〇八番地
被相続人　亡　若守　久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階
相続財産管理人　弁護士　南雲　芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市城南六五九五番地、最後の住所埼玉県行田市佐間二丁目一二番二七号
被相続人　亡　龍前　ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階
相続財産管理人　弁護士　白石加代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区修学院烏丸町二五番地、最後の住所東京都国立市富士見台一丁目一一番地の七ネクステージ国立Ⅳ四〇三
被相続人　亡　矢橋　奠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市丸の内四一番地、最後の住所石川県石川郡野々市町矢作三丁目一六九番地の一
被相続人　亡　西村　雅充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
金沢市尾張町一丁目二番二三号プチハイム尾張町一階
相続財産管理人弁護士　細見　孝次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方上中郡若狭町井崎第五〇号三五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川島　重幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
福井県小浜市竹長第一六号二一番地
相続財産管理人　司法書士　河村　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡橘町大字日前三三二番地の一、最後の住所三重県四日市市大字日永五〇三九番地
被相続人　亡　岡本信治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月三十一日
三重県四日市市浜田町一二番一八号　アーク四日市ビル四階　石脇法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石脇　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百九十七万三千二百三十九円減少し、二百二万六千七百六十一円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十三年一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十三年一月三十一日
大阪府八尾市恩智南一丁目一三〇番地
株式会社藤住販
代表取締役　藤本　和生

第15期決算公告

平成23年1月31日
大阪府八尾市恩智南一丁目130番地
株式会社藤住販
代表取締役　藤本　和生

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	436,439
	固定資産	2,533,462
	合計	2,969,901
負債及び純資産の部	流動負債	943,140
	株主資本	2,026,761
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△17,973,239
	その他利益剰余金	△17,973,239
	（うち当期純利益）	（7,381）
	合計	2,969,901